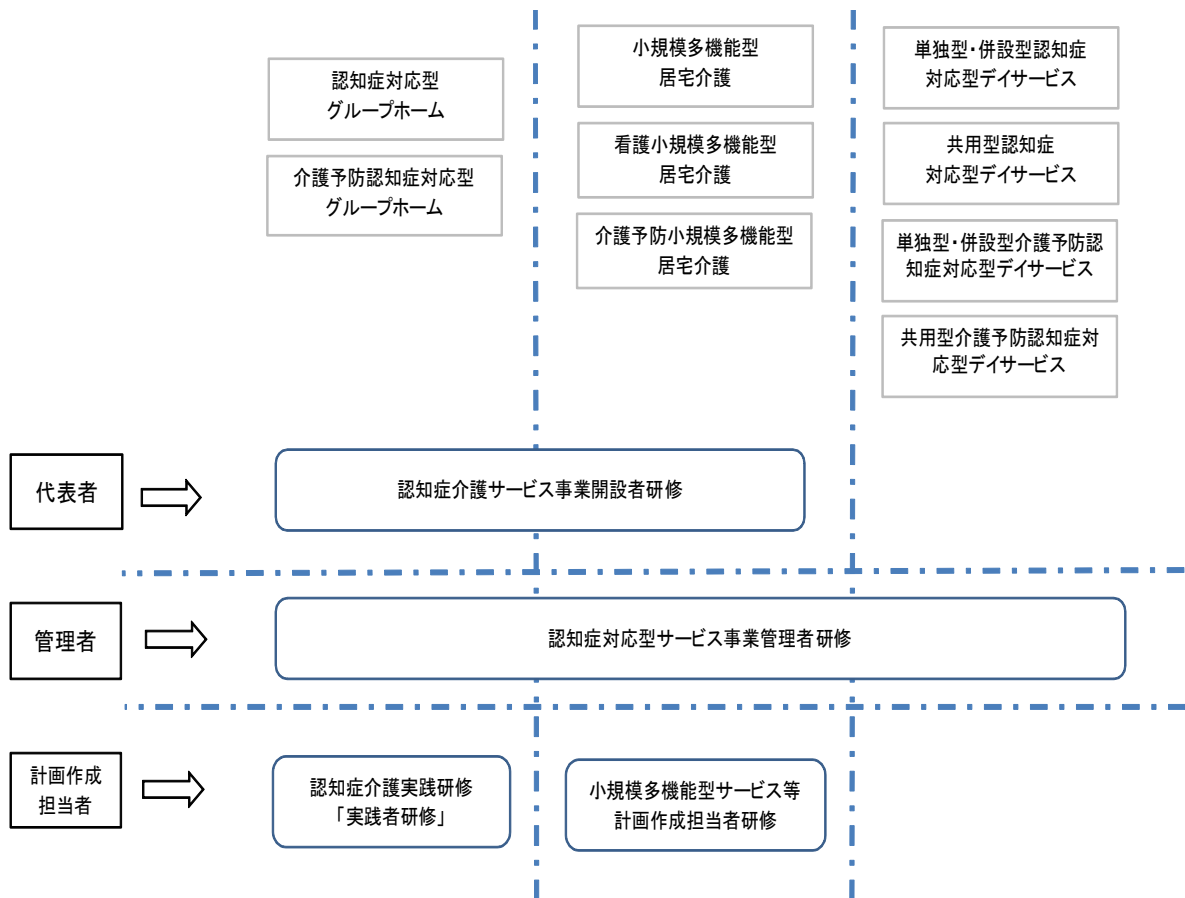


**指定地域密着型サービス／指定地域密着型介護予防サービス
指定・運営基準に規定される研修について**

■地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスの指定にあたっては、事業所の管理者及び計画作成担当者はこの研修の受講が義務付けられています。



※開設者研修については、認知症介護実践研修のうち、実践者研修・実践リーダー研修又は、旧基礎課程・専門課程の修了者は受講する必要はありません。